

許可自治体	山口県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03500005488号	許可期限日	2028(令和10)年01月13日

許可番号 第03500005488号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1
氏名 佐和屋産業株式会社
代表取締役 眞鍋 朋美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許可の年月日 令和 3年 1月 14日

許可の有効年月日 令和 10年 1月 13日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上17種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 1月 14日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

許可自治体	山口県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03550005488号	許可期限日	2028(令和10)年01月13日

許可番号 第03550005488号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1
氏名 佐和屋産業株式会社
代表取締役 眞鍋 朋美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許可の年月日 令和 3年 1月 14日

許可の有効年月日 令和 10年 1月 13日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 1月 14日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可自治体	山口県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03550005488号	許可期限日	2028(令和10)年01月13日

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾁﾗﾑ、ｼﾏﾞﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾝ、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝゼﾝを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲﾝ濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾁﾗﾑ、ｼﾏﾞﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾝ、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃ｱﾙｶﾘ (水素ｲﾝ濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾓﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾟﾝ、ﾁﾗﾑ、ｼﾏﾞﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾝ、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 感染性産業廃棄物
 廃石棉等
 以上9種類

許可自治体	福岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04010005488号	許可期限日	2025(令和7)年06月02日

様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 04010005488

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社
代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 平成 30年 6月 3日

許可の有効年月日 平成 37年 6月 2日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上16品目 以下余白

積替え、保管を含む。

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。） 以上1品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 福岡県筑紫野市大字山家4056番1

面積 38.58㎡

産業廃棄物の種類 汚泥（有機性に限る。）

保管上限 4.4m

以下余白

3. 許可の条件

なし

(以下裏面記載)

許可自治体	福岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04010005488号	許可期限日	2025(令和7)年06月02日

(裏面)
<p>4. 許可の更新又は変更の状況</p> <p>平成 8年 6月 3日 更新許可 平成 13年 6月 3日 更新許可 平成 18年 6月 3日 更新許可 平成 23年 6月 3日 更新許可 平成 29年 10月 13日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記 平成 30年 6月 3日 更新許可 以下余白</p> <p>5. 積替え許可の有無 有・<input checked="" type="radio"/> 無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号 以下余白</p> <p>6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無</p>
<p>備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。</p> <p>※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。</p>

許可自治体	福岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04050005488号	許可期限日	2022(令和4)年09月16日

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 04050005488

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

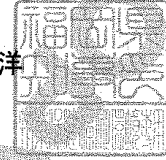
住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社
代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 27年 9月 17日

許可の有効年月日 平成 34年 9月 16日

- 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）
表面のとおり
以下余白
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
ポリ塩化ビフェニルを含むことにより有害なものについては、同一事業者に係る事業場間の運搬に限る。
また、その運搬に際しては、事前に契約書の写しを知事に提出すること。
以下余白
- 許可の更新又は変更の状況
平成 7年 10月 17日 変更許可により取扱品目の追加
平成 10年 9月 17日 更新許可
平成 15年 9月 17日 更新許可
平成 20年 9月 17日 更新許可
平成 27年 8月 24日 変更許可により取扱品目（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ）の限定の変更
平成 27年 9月 17日 更新許可
平成 29年 7月 27日 変更届出により代表者の変更
以下余白
- 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
以下余白
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

許可自治体	福岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04050005488号	許可期限日	2022(令和4)年09月16日

(裏面)		
<p>1. 事業の範囲</p> <p>積替え、保管を含まない。</p> <p>廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はポリ塩化ビフェニル又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はポリ塩化ビフェニル又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>感染性産業廃棄物</p> <p>銻さい（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>廃石綿等</p> <p>ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はポリ塩化ビフェニル又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>以上9品目 以下余白</p>		

許可自治体	佐賀県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04103005488号	許可期限日	2023(令和5)年04月05日

様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 04103005488

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社
代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 平成28年 4月 6日

許可の有効年月日 平成35年 4月 5日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類、動物のふん尿及びばいじん並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず
・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上17種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を
行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 4月 6日 更新許可 優良基準適合

平成29年 7月 27日 変更届 代表者の変更

平成29年11月 1日 変更届 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る産業廃棄物
の種類の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可自治体	佐賀県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04153005488号	許可期限日	2026(令和8)年10月15日

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 04153005488

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社
代表取締役 眞鍋 朋美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和元年（2019年）10月16日

許可の有効年月日 令和8年（2026年）10月15日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 鉍 さ い（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

(裏面へ)

許可自治体	佐賀県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04153005488号	許可期限日	2026(令和8)年10月15日

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和元年10月16日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 積替え許可の有無
余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

許可自治体	長崎県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04200005488号	許可期限日	2028(令和10)年07月12日

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号 04200005488

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社 代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道

許可の年月日 令和3年7月13日
 許可の有効年月日 令和10年7月12日



1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
 がれき類、動物のふん尿、ばいじん
 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上17種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月13日 新規許可
 平成26年7月13日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	長崎県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04250005488号	許可期限日	2025(令和7)年03月18日

様式第十三号の二（第十条の十四関係）



許可番号 04250005488

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

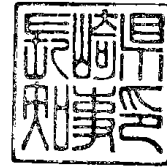
住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社 代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 平成30年 3月19日

許可の有効年月日 平成37年 3月18日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

鉱さい（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9種類（積替え・保管行為を含まない。）

（裏面に続く）

許可自治体	長崎県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04250005488号	許可期限日	2025(令和7)年03月18日

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 3月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	熊本県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04305005488号	許可期限日	2029(令和11)年07月29日

様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 第04305005488号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1
 氏名 佐和屋産業株式会社
 代表取締役 眞鍋 朋美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和4年(2022年)7月30日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)7月29日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	—	—	○	○
廃油	—	—	—	○	—
廃酸	—	—	—	○	○
廃アルカリ	—	—	—	○	○
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	○	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	○	—	—	—
金属くず	—	○	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
鉱さい	—	—	—	—	○
がれき類	—	○	—	—	—
動物のふん尿	—	—	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	○

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成22年(2010年)7月30日付けで新規許可
- 平成27年(2015年)7月1日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- 平成29年(2017年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者：眞鍋 一三)

1/2

許可自治体	熊本県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04305005488号	許可期限日	2029(令和11)年07月29日

- (4) 平成29年(2017年)11月1日付けの変更届出により「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」に関する表記変更
(5) 令和4年(2022年)7月11日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

許可自治体	熊本県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04355005488号	許可期限日	2029(令和11)年07月29日

様式第十三号の二 (第十条の十四関係)

許可番号 第04355005488号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県筑紫野市山家4055番地の1
 氏名 佐和屋産業株式会社
 代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和4年(2022年)7月30日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)7月29日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (特定有害産業廃棄物の種類については別表参照)	(特記事項)	積替 保管
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)	—	—
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの)	—	—
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの)	—	—
感染性産業廃棄物	—	—
廃石綿等	—	—
鉍さい (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
ばいじん (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
燃え殻 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
汚泥 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃油 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃酸 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃アルカリ (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成22年(2010年)7月30日付けで新規許可
- 平成27年(2015年)7月1日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- 平成29年(2017年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:眞鍋 一三)
- 令和4年(2022年)7月11日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

1/2

許可自治体	熊本県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04355005488号	許可期限日	2029(令和11)年07月29日

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考
「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

特定有害産業廃棄物の種類	鉛	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	—	○	—	○	○
水銀又はその化合物	○	○	—	○	—	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
有機燐化合物	—	—	—	○	—	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	—	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
シアン化合物	—	—	—	○	—	○	○
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	○	—	○	○
シマジン	—	—	—	○	—	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
1, 4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	○	○	○	—	○	○

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

許可自治体	大分県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04407005488号	許可期限日	2022(令和4)年09月21日

許可番号 04407005488

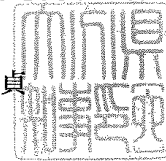
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1
 氏名 佐和屋産業株式会社
 代表取締役 眞鍋 朋美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日 平成 27 年 9 月 22 日
 許可の有効期限 平成 34 年 9 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 (積替え又は保管行為を含まない。) 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(有機汚泥、無機汚泥を含む)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、廃ブラウン管(側面部に限る)を含まない)、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん

(以上17種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

以下裏面へ続く

許可自治体	大分県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04407005488号	許可期限日	2022(令和4)年09月21日

裏面

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業許可
平成 5年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 6年10月 3日 変更届(所在地)
平成 8年10月17日 変更届(役員)
平成10年 7月29日 変更届(役員、運搬施設)
平成10年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加)
平成10年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成15年 8月27日 変更届(運搬施設)
平成15年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成18年 8月30日 変更届(役員、運搬施設、株主)
平成19年 8月13日 変更届(役員、運搬施設)
平成20年 9月10日 変更届(運搬施設、事業場)
平成20年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成20年11月11日 変更届(運搬施設)
平成21年 6月 1日 変更届(運搬施設)
平成21年10月19日 変更届(運搬施設)
平成22年 4月26日 変更届(代表者、役員)
平成22年 6月14日 変更届(運搬施設)
平成22年 8月31日 変更届(運搬施設)
平成24年 1月11日 変更届(運搬施設)
平成24年 2月15日 優良産廃処理業者基準適合確認
平成24年 5月 2日 変更届(運搬施設)
平成24年 7月12日 変更届(役員、株主)
平成26年12月24日 変更届(運搬施設)
平成27年 1月 7日 変更届(株主)
平成27年 9月22日 産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)
平成28年 5月24日 変更届(運搬施設)
平成28年10月 5日 変更届(運搬施設)
平成29年 1月19日 変更届(運搬施設)
平成29年 5月10日 変更届(運搬施設)
平成29年 8月24日 変更届(代表者、役員)
平成29年11月 1日 変更届(水銀関係廃棄物の表記に伴う許可証書換え)

5. 積替え許可の有無 有・無
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無
無

許可自治体	大分県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04457005488号	許可期限日	2024(令和6)年08月13日

許可番号 04457005488

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県筑紫野市大字山家4055番地の1

氏名 佐和屋産業株式会社

代表取締役 眞鍋 朋美

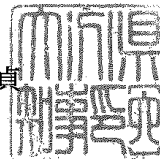
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞

許可の年月日 平成 29 年 8 月 14 日

許可の有効期限 平成 36 年 8 月 13 日

優良



1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 (積替え又は保管行為を含まない。) 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

廃石綿等

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

以下裏面へ続く

許可自治体	大分県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04457005488号	許可期限日	2024(令和6)年08月13日

裏面	
汚泥	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
鉱さい	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
燃え殻	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。) (以上9種類に限る。)
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る) 積替え又は保管行為を含まない。	
3. 許可の条件 なし	
4. 許可の更新又は変更の状況	
平成24年 8月14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成26年12月24日	変更届(運搬施設)
平成27年 1月 7日	変更届(株主)
平成28年 5月24日	変更届(運搬施設)
平成28年10月 5日	変更届(運搬施設)
平成29年 1月19日	変更届(運搬施設)
平成29年 5月10日	変更届(運搬施設)
平成29年 8月14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)
平成29年 8月24日	変更届(代表者、役員)
5. 積替え許可の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
市名	許可番号
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有	